

善通寺市新型コロナウイルス関連融資利用者応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により事業経営に支障が生じている市内の事業者が、経済産業省の推進する資金繰り支援関連融資（以下「融資」という。）を受けた場合において交付する善通寺市新型コロナウイルス関連融資利用者応援金（以下「給付金」という。）に関し、善通寺市補助金等交付規則（平成5年善通寺市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和2年2月1日時点において、本市に事業所等の本店又は支店を有している法人又は本市に住民登録を有し、事業を営んでいる個人事業主
- (2) 市税等を滞納していない者（ただし、滞納がある場合であっても、税務課指導による分割納付誓約等の書面を提出した者はこの限りでない。）
- (3) 感染症の影響により下記のいずれかの融資を受け、実行している者（ただし、令和2年2月1日以降に融資の実行したものに限る。）
 - ア セーフティネット保証（4号又は5号）付き融資
 - イ 危機関連保証付き融資
 - ウ 日本政策金融公庫が感染症対策として行う融資等
 - エ 商工組合中央金庫が感染症対策として行う融資等
 - オ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が感染症対策として行う融資等
 - カ その他市長が適当と認める感染症対策関連融資等
- (4) 前項の融資実行額が1,000,000円を超えている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(給付金の額)

第3条 給付額は、1事業者につき一律20万円とする。

- 2 給付金の交付は、1事業者につき、1回限りとする。
- 3 前項において、複数の融資を受けている事業者であっても同様とみなす。

(交付申請及び請求)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年9月1日から同年11月30日までに、善通寺市新型コロナウイルス関連融資

利用者応援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、原則として郵送により、市長に提出しなければならない。

- (1) 融資額、融資実行機関、融資実行年月日及び融資を受けた者が記載されており、当該申請に係る融資実行がなされたことを証明できる書類の写し
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた融資であることがわかる書類（ただし、前号の書類で足りる場合は不要）
- (3) 信用保証協会の保証付き融資であることがわかる書類（第2条第3号ア及びイの場合）ただし、善通寺市が認定書を発行している場合は不要）

（交付の決定）

第5条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認及び審査の上、当該申請の適否を決定し、善通寺市新型コロナウイルス関連融資利用者応援金交付決定通知書（第2号様式）又は善通寺市新型コロナウイルス関連融資利用者応援金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（給付金の交付）

第6条 給付金は、申請者が届出をした金融機関の口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、第6条の規定による給付金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に給付金を交付しているときは、期限を定めて、交付した額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。